

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市青少年問題協議会
根 拠 法 令 等	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例
設 置 年 月 日	昭和33年12月3日
所 掌 事 務	市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。 1 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
委 員 数	35人以内
委 員 の 構 成	市議会議員、教育委員会委員、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者、市職員
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	こども未来局青少年支援室 電 話 044-200-2668 ファックス 044-200-3931
ホームページアドレス	